

簡易公募型プロポーザルの手続き開始公告

東松島市地域子育て支援拠点事業等業務について、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を随意契約の相手方の候補とする手続きを実施する。

令和7年8月18日

東松島市長 渥 美



1 プロポーザルの概要

(1) 業務名

(債) 令和7年度東松島市地域子育て支援拠点事業等業務委託

(2) 業務目的

東松島市（以下「本市」という。）では、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項の規定に基づく地域子育て支援拠点事業及び児童福祉法第6条の3第14項の規定に基づく子育て援助活動支援事業を実施しています。

地域子育て支援拠点事業は、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭・地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感、不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援機能の充実に図り、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

また、子育て援助活動支援事業は、乳幼児、小学生等の児童を有する子育て中の労働者、主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたいものと当該援助をおこないたいものとの相互援助活動に関する連絡・調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、早朝・夜間等の緊急時の預かり、ひとり親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図ることを目的としています。

これらの事業を安定的かつ質の高いサービスを提供できる高度な知識と技術、幅広い経験を有する事業者へ委託することを目的とします。

(3) 業務内容

「(債) 令和7年度東松島市地域子育て支援拠点事業等業務委託仕様書」による。

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで

(運営期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日まで)

(5) 提案額の上限

3年間の総額で56,084,000円（消費税等相当額を含む。以下同じ。）とする。ただし、各年度における支払い限度額は次のとおりとする。

令和8年度 18,425,000円

令和9年度 18,619,000円

令和10年度 19,040,000円

なお、本業務は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第1第7号に該当するため、非課税にあるものとして取扱う。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すものであることに留意すること。

2 参加者の資格要件

本プロポーザルへの参加を希望できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 東松島市一般競争（指名競争）入札参加資格を有している事業者であること。
- (2) 東松島市建設工事有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲第176号。以下「建設工事指名停止要領」という。）及び東松島市物品調達等に係る有資格業者に対する指名停止等の措置要領（平成17年東松島市訓令甲第177号。以下「物品調達等指名停止要領」という。）による指名停止を受けていないこと。
- (3) プロポーザル方式により契約しようとする業務への参加申込書及び企画提案書提出時において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 第1号における入札参加資格登録申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 次に掲げる法律の規定により申立て等がなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第3第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けた場合を除く。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立て
 - エ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算の申立て
- (6) 建設工事において、建設業法第28条の規定に基づく指示及び営業の停止を受けていないこと。
- (7) 公告を行う日から入札執行日までの期間において、国、都道府県及び建設工事指名停止要領及び物品調達等指名停止要領第2条第1項の規定による入札参加資格制限を受けていないこと。
- (8) 東松島市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年東松島市訓令甲第50号）の別表1に該当していないこと。

3 参加申込み

本企画提案に参加を希望する者は、「（債）令和4年度東松島市地域子育て支援拠点事業等業務委託に係る簡易公募型プロポーザル実施要領」に基づき、参加申込書等の提出期限までに提出書類を提出すること。